平成２１年（フ）第３１５号
神奈川県伊勢原市東大竹771番地の７
債務者　玉垣今日子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７３号
神奈川県小田原市扇町１丁目24番14号
債務者　伊藤孝夫こと　権　　孝夫
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９８号
岐阜県中津川市手賀野237番地の８
債務者　田口　茂宏
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１００号
岐阜県多治見市金岡町１丁目77番地の１　レオパレスベルラトゥール104
債務者　伊藤　詩子（旧姓豊田・濵田）
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２２号
岐阜県土岐市泉町定林寺300番地の２　ＮＡＴＵＲＥ205号
債務者　土本　　貢
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２３号
岐阜県瑞浪市陶町水上863番地の１
債務者　舩越　京子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２１８号
静岡県裾野市御宿1500番地　矢崎社宅2121
債務者　小川　美穂
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１００３２号
大阪市浪速区敷津東３丁目10番22号　フランセリナ25―301号
債務者　平山　美紀
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９６０号
大阪府東大阪市若江北町３丁目５番30号　ドミール若江104号
債務者　早瀬　砂織
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３２４号
大阪市住吉区我孫子２丁目８番10号　グランシャリオ我孫子401号
債務者　山田　恭子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７６８号
大阪市都島区片町１丁目２番20―904号
債務者　石田　　薫（旧姓岸野）
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９２７号
大阪市東住吉区矢田１丁目14番２―804号
債務者　山岡　　薫（旧姓二川）
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０４４号
大阪府大東市北新町３番603号
債務者　作岡登久子（旧姓西田）
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２８９号
大阪市平野区瓜破東５丁目３番31号
債務者　鈴木　輝子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４１２号
大阪府東大阪市柏田東町10番９号
債務者　宮﨑　五子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４１７号
大阪府東大阪市東石切町３丁目１番29番
債務者　大田勝商店こと　大田　敏正
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４２１号
大阪府寝屋川市石津中町１番９号
債務者　小林　正欣
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４８５号
大阪市大正区北恩加島１丁目３番１―109号
債務者　野上　克子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部